

# 特別職の給与引き上げ案など 二十七議案を可決

## 三月定例議会

三月十日から開かれた第一回定例会は会期十五日間にわたって開かれ、上程された二十七議案はいずれも原案どおり可決し、二十四日全日程を終了しました。また、二十日に行われた一般行政に對

する質問に、八名の議員が演壇に立ち、第二次浅妻町政の施策などについて、町長の施政を正しました。可決議案の要旨は次のとおりです。

「黒崎町施設（事務所及び住宅等）の設置及び管理に関する条例の廃止」

○この条例に規定する施設を廃止するための条例を廃止するもの

○特別職の給与改定に伴い、教育長の給与なども引き上げ  
教育長 三十四万七千円  
○議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正  
○議会議員の報酬などが引き上げ  
議長 十五万六千円（月額）  
副議長 十三万円（月額）  
常任委員長（新設）  
十二万二千元（月額）  
議員 十一万七千円（月額）



「特別職の給与並びに旅費に関する条例の一部改正」  
○特別職の給与などが引き上げ  
町長 五十一万八千円  
助役 四十万円  
収入役 三十五万八千円  
「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正」

「報酬額及び費用弁償並びにその支給方法及び地方自治法第二百七条による実費弁償に関する条例の一部改正」  
○特別職の職員給与改定に伴い、法令に基づく各種委員会委員等の報酬の引き上げ  
教育委員長 二万四千元  
教育委員 一万九千元  
農業委員 二万円

種別	午前	午後	夜間	1日
講堂	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円
日本間	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円
調理実習室	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円
その他の各室	500円	500円	800円	1,400円

「職員勤務時間に関する条例及び給与に関する条例の一部改正」  
○一般職の給与に関する法律の一部改正で、国家公務員に準じて四週一回交替半休制が政令で定められ、地方公務員もこれに準じて実施するもの  
「公民館使用条例の一部改正」  
○社会情勢に呼応し、公民館使用条例の整備が必要となり、条例中、「公民館長」の次に「及び地区館長、分館長」を加えること、公民館使用料も次のように改正

「総合屋外体育施設使用に関する条例の一部改正」  
○野球場夜間照明施設使用料などが新設、免除のない町内団体の場合、使用料三千円十照明使用料十分以内（一回）千二百五十円、したがって二時間使用した場合、合計八千円、町外団体は一万二千元となります。

「町道路線の認定」  
○寺地団地一七号線四五メートルを町道に認定  
「農業共済事業の水稲無事展金を次のとおりとする」  
○三〇一四九九九円を六五五人に分配  
「昭和五十六年度農業共済事業特別会計特別積立金の取りくずし」  
○水稲損害防止費用にあてるため、特別積立金から三二五万五〇〇〇円を取りくずし  
「農業共済事業特別会計事務費賦課額及び賦課準備を次のように」  
○事務費賦課総額 一七八万四〇〇〇円  
(1)水稲、麦共済割一〇アルル当たり、一五〇円  
(2)家畜共済割 加入共済金額の〇・五％  
(3)均等割 戸当たり 一〇〇円  
「昭和五十五年度一般会計補正予算（第七回）」

●一億六七八万八〇〇〇円を増額し、歳入歳出予算の総額を三二億六〇四一八〇〇〇円に  
「昭和五十五年度農村公園設置事業特別会計補正予算（第一回）」  
●三六二万六〇〇〇円を減額し、総額三二七五五〇〇〇円に、  
「五十五年国民健康保険特別会計補正予算（第四回）」  
●一五七万七二〇〇円増額し、総額を五億八八二万二〇〇〇円に

「水道事業会計補正予算（第三回）」  
●収益的収支  
水道事業収益二二五三万五〇〇〇円、同費用二二二三万二〇〇〇円を補正  
資本的収入 二二二万一〇〇〇円を減額補正  
「ガス事業会計補正予算（第三回）」  
●収益的収支  
ガス事業収益三四八〇万五〇〇〇円、ガス事業費用二八九五万六〇〇〇円を補正

資本的収入四八万七〇〇〇円を減額補正  
「請負工事変更契約の締結」  
●大野都市下水路函渠施設工事 三二万八〇〇〇円を減額し、四三三万八二〇〇〇円に  
「請負工事変更契約の締結」  
●大野都市下水路函渠施設第二期工事 三二万八〇〇〇円を増額し、三〇八二万八〇〇〇円に  
「職員の休日、休暇に関する条例の一部改正」

●四週一回交替半休制が、五十六年三月二十九日から実施されるため、条例の一部を改正するもの。  
「請願・陳情」  
「町道認定と舗装に関する請願」  
●黒鳥二番組の鷲尾六太郎、家付道路から町道黒鳥一線線までの七八〇メートルを町道として認定願いたい。  
●黒鳥四番組の鷲尾岩三郎前が、黒鳥道に連絡する一〇〇メートル

ルの舗装の請願 採択  
「東道新設予定（北場一園道8号線）」に係る用地買収の請願  
●用地買収に対し左記の代替地を提供すること  
(一)町内市街化区域の場所  
①買収面積の相当面積  
(二)町内その他の区域の場所  
①買収面積の二倍面積  
(三)町外区域の場所  
①買収面積の三倍面積  
不採択

# 井戸ばなし

## 本村が大村であつた原因は

富田 大村になった理由と申しますと、廃置分合に對し、県から区域指定をされたものであります。阿部 当時私共の地域は六か村とわけていたが、小新・亀員を入れた八か村の戸長役場であつたのです。合村するに当たり、他の地域に入ると交通の便が悪いために県の指定通り、黒崎に仲間入りしたのです。

大野 村が大きくなったことは、水利や交通の便を考慮したに違いないが、その根本精神は文化の進歩に伴い、各町村共にそれぞれ施設を要し、小村には経営難に直面しつつあつたのが最大の原因だと思ひます。  
永井 廃置分合の根本精神は佐藤氏のいわれた通りで、わが黒崎村が大きくなった直接の原因は、水利関係が主でなかつたでしょうか。  
阿部 本村が大村になった原因の一つとして私は当時、こんな話を聞いています。当時町村合併を決めた新海県会を牛耳つていたのは本郡選出の県会議員板井村出身の萩野左門氏と南浦原出身の大竹貫一氏であつたが、いずれも黒崎村が大きい。一面には選挙という点も考へて居村を大きくして立候補に便利であるということも考へられたのではないかと話を聞きました。

阿部 寺地・立仏・柳作・鳥原・小平分、鳥原新田を六か村といつておられますが、そのように村名を数えてみると五か村しかなく、柳作を教えれば、立仏に小鍋興野あり、小平分が亀員があつて、それを計算すれば八か村になります。これはどういふことなのでしょう。  
永井 第一経済問題に疑念があつたためだと思います。つまり在（農村部）の地価に対する負担が、どの程度で、何の負担がどの程度なのか、それが明確でなかつたためでしょう。  
阿部 私共の方は大野ばかりでなく木場や板井の上田と合併するに割が悪いというので反対したのです。実際の所負担につれて調査もせず、他村と合併すると負担が重くなると、早合点して恐れていたようです。  
永井 永井氏のお話のとおり、町を嫌つたためでないかと思ふ。論より証拠、現在まで戸数割りは町四歩、在方六歩という不均衡の課税であるのです。それでいて在方が損だなどと言っているようでは、木場は地租割だけに余計取られるから損だと言つていたので

永井 今日になると雑種税を差し引きすると大野が一番損かも知れない。  
阿部 私共の方では、大野が地価が安いから相手にすると損だとい

富田 合併後は種やかでした。板井 人心融和を欠いて、納税に支障はなかつたでしょうか。  
永井 好成績とは言われませんが、大きな支障はなかつたようです。つづく

## 合村当時人心の融和に問題があつた理由